

◎非訟事件手続法及び家事事件手続法

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成二十三年五月二十五日法律第五三三号）

一、提案理由（平成二十三年四月十九日・参議院法務委員会）

○国務大臣（江田五月君）

………（略）………

続いて、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止し、旧非訟事件手続法外百二十九の關係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決していただきますようお願いいたします。

二、参議院法務委員長報告（平成二十三年四月二十七日）

○浜田昌良君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

………（略）………

次に、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、家事審判法を廃止し、旧非訟事件手続法外百二十九の關係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査を行い、非訟事件の定義と法改正の理由、条文の分かりやすさへの配慮、電話会議システム及びテレビ会議システムの利用と当事者の権利保障、行政手続法との異同、憲法第三十二条との關係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(平成二三年五月一九日)

○奥田建君　ただいま議題となりました三法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

最後に、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、両法律の施行に伴い、家事審判法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上三法律案は、いずれも参議院先議に係るもので、去る五月十日日本委員会に付託され、十一日江田法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、昨十八日、質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。